

## 大分市公共基準点等の管理保全に関する要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、測量法（昭和24年法律第188号）及び国土調査法（昭和26年法律第180号）の規定に基づき、大分市が管理する測量基準点（以下「公共基準点等」という。）の管理保全に関する円滑な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において公共基準点等とは、本市が管理する次の各号に掲げる測量標、測量成果等をいう。

- (1) 公共基準点 国土交通省の承認を受け公共測量を行い設置した公共基準点（これを移転により再設置したものを含む。）
- (2) 基本調査基準点等 国土調査法第2条第1項第1号の規定に基づき国土交通省が行った基本調査により設置された基準点であつて、測量法に規定する測量計画機関として本市が国土交通省から権能移管を受けたもの（これを移転により再設置したものを含む。）
- (3) 地籍図根点 国土調査法第2条第1項第3号の規定による地籍調査の実施に伴い、設置した地籍図根三角点、地籍図根多角点及び細部図根点（これらを移転により再設置したものを含む。）

### (管理の主体及び手続先)

第3条 公共基準点等の管理及び手続先は、別表のとおりとする。

### (閲覧手続)

第4条 公共基準点等の測量成果等の閲覧をしようとする者は、閲覧簿（様式第1号）に所定の事項を記載するものとする。

2 前項の規定による閲覧は、無料とする。

ただし、公共基準点等の測量成果等の複写の交付を受ける場合は、「大分市における公文書等の複写に係る実費の徴収に関する規程」に定める費用を負担しなければならない。

### (公共基準点等の使用手続)

第5条 公共基準点等を使用する者は、あらかじめ「公共基準点等使用承認申請書」（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があつた場合において、特に支障がないと認めるときは「公共基準点等使用承認書」（様式第3号）を交付するものとする。

- 3 前項の規定により、公共基準点等使用承認を受けた者は、使用后、「公共基準点等現況及び使用報告書」（様式第4号）により現況及び使用結果を報告しなければならない。
- 4 市長は、前項及び第6条第1項の規定により公共基準点等の異状の現況報告を受けたときは、速やかに必要な対策を講ずるものとする。
- 5 第2項の承認を受け、公共基準点等を使用するものは、「公共基準点等使用承認書」の写しを常時携行し、市職員又は土地所有者等の請求があった場合は、速やかにこれを呈示しなければならない。

（公共基準点等の使用等に係る包括申請手続）

第6条 前条の規定に関わらず、公共基準点等の継続使用を希望する団体は、あらかじめ「公共基準点等の使用に係る包括承認申請書」（様式第5号）により市長に申請し、「公共基準点等の使用に係る包括承認書」（様式第6号）により承認を受けるものとする。また、公共基準点等を使用したときは、「公共基準点等現況及び使用報告書（包括承認）」（様式第7号）により、当該団体に所属し公共基準点等を使用した者は、月単位で現況及び使用結果を報告するものとする。

- 2 前項の承認を受け、公共基準点等を使用するものは、「公共基準点等の使用に係る包括承認書」の写し及び当該団体の発行する身分証明書を常時携帯し、市職員又は土地所有者等の請求があった場合は、速やかにこれを呈示しなければならない。
- 3 包括承認の期間は、1年を上限とする。

（工事施工の届出）

第7条 公共基準点等の付近でその効用を害するおそれがある工事を施工しようとする者（以下「工事施工者」という。）は、あらかじめ「公共基準点等付近での工事施工届出書」（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項のその効用を害するおそれがある工事とは、次の各号に掲げるものとする。
  - （1）掘削底面端から45度以上の線に公共基準点等の構造物が入る掘削工事等
  - （2）車輛及び重機等の振動が公共基準点等に影響を及ぼす杭打ち及び杭抜き工事のうち、公共基準点等から杭、車輛及び重機等までの距離が5メートル以下となる行為
  - （3）その他公共基準点等の効用に支障をきたすと思われる工事等
- 3 市長は、第1項の届出があったときは、速やかに調査を行い当該届出者に適切な指示をするものとする。

4 公共基準点等付近での工事が竣工したとき（次条第1項による申請をする場合は除く。）には、工事施工者は速やかに「公共基準点等付近での工事竣工報告書」（様式9号）を市長に提出し、検査を受けなければならない。

（一時撤去及び移転）

第8条 工事施工者は、公共基準点等を一時撤去又は移転する必要がある場合には、あらかじめ「公共基準点等（一時撤去・移転）承認申請書」（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において特に支障がないと認めるときは「公共基準点等（一時撤去・移転）承認書」（様式第11号）を交付するものとする。

3 公共基準点等の設置されている土地及び建物の所有者又は管理者は、公共基準点等を一時撤去又は移転する必要があるとき、「公共基準点等（一時撤去・移転）請求書」（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

（機能の回復）

第9条 工事施工者が、公共基準点等の一時撤去をしたとき、その他効用を阻害したときは、第8条第2項の承認を受けた者が自己の負担において、その機能を原状に復さなければならない。ただし、原状に復することが困難なときは自己の負担において当該公共基準点等を移転させることができる。

2 工事施工者以外の者が、故意又は過失により公共基準点等を滅失又はき損したときは、前項を適用する。

3 前1項及び前項に規定する者は、公共基準点等の機能回復を完了したときは、速やかに市長に「公共基準点等（一時撤去・移転）効用確認完了届」（様式第13号）を提出しなければならない。

4 市長は、前条第3項による請求があった場合において、当該請求に係る公共基準点等の機能を回復する必要があると認められるときは、本市が一時撤去又は移転及び機能回復に要する費用を負担するものとする。

5 第1項の規定による公共基準点等の機能回復の方法等は、国土交通省国土調査課の「街区基準点復元作業マニュアル(案)」及び「街区基準点復旧測量作業要領(案)」によるものとする。

（測量標の廃止）

第10条 公共基準点等の測量標について、き損滅失又は異状による復旧、一時撤去又は移転の請求による復元又は移転を行うことが困難な場合、又は、利用状況等か

らして必要性が低いと判断される場合に、市長は当該測量標について廃止することができるものとする。

- 2 前項の利用状況等からして必要性が低いと判断される場合とは、公共基準点等であって、使用実績が低く近傍の公共基準点等によってその効用を補完することのできる測量標をいう。

(その他)

第11条 この要領に定めのない事項については、別に市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成22年7月1日から施行する。
- 2 「大分市街区基準点の管理保全に関する要領」(平成19年4月2日付)は、これを廃止する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

別表

管理保全の主管課及び手続先

主管課及び手続先	公共基準点等の内訳
土木管理課	<p>都市計画図作成及び都市計画事業全般のために市内全域において本市が公共測量を行い設置した公共基準点で、本市が管理するもの。 (移転の必要により公共測量を行い再設置した公共基準点で本市が管理するものを含む。)</p> <p>国土交通省が実施する基本調査に伴い設置した基準点で、測量法に規定する測量計画機関として本市が国土交通省から権能移管を受けたもの。(移転の必要により公共測量を行い再設置した公共基準点で本市が管理するものを含む。)</p> <p>地籍調査事業実施に伴い施行地区内において、国土調査法の規定に基づき設置した地籍図根三角点、地籍図根多角点及び細部図根点で本市が管理するもの。(移転の必要により公共測量を行い再設置した公共基準点で本市が管理するものを含む。)</p>
まちなみ整備課	<p>公共団体施行、組合施行等の土地区画整理事業に伴い施行地区内において公共測量を行い設置した公共基準点で、本市が設置したものと及び土地区画整理組合等から本市に移管されたもので、本市が管理するもの。(移転の必要により公共測量を行い再設置した公共基準点で本市が管理するものを含む。)</p> <p>住環境整備事業に伴い事業地区内において本市が公共測量を行い設置した公共基準点で、本市が管理するもの。(移転の必要により公共測量を行い再設置した公共基準点で本市が管理するものを含む。)</p>



様式第 2 号 (第 5 条関係)

		受付番号	号
<b>公共基準点等使用承認申請書</b>			
大分市長 殿		年 月 日	
		申請者 住 所 氏 名 連絡先 (記名押印または署名)	
大分市公共基準点等の管理保全に関する要領第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり公共基準点等の使用を申請します。			
使用目的			
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで ( 日間)		
測量地域			
使用する公共 基準点等	計 点		
測量方法			
測 量 計 画 機 関	名 称		
	代表者		
	所在地		
測 量 作 業 機 関	名 称		
	担当者		
	所在地		
備 考			

様式第3号（第5条関係）

<b>公共基準点等使用承認書</b>	
承認番号 号 年 月 日	
殿  大分市長 印	
大分市公共基準点等の管理保全に関する要領第5条第2項の規定により、次のとおり公共基準点等の使用を承認します。	
使用目的	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 日間 ）
測量地域	
使用する公共基準点等	計 点
測量方法	
測 量 作 業 機 関	名 称
	担当者
	所在地
承認条件 1 別紙の公共基準点等の使用条件を遵守すること。 2 使用終了後は、公共基準点等現況及び使用報告書を提出すること。	

## 別 紙

### 公共基準点等の使用条件

- 1 作業者は、施設内にある公共基準点等の使用にあたって、あらかじめ立ち入る施設の管理者に計画機関名、作業機関名、作業目的、連絡先などを連絡し、立ち入りの承諾を得ること。
- 2 作業者の施設内の立ち入り時間は、日曜日を除く午前9時から午後5時までを原則とする。ただし、管理者から指定された場合はそれに従うこと。
- 3 作業者は、使用時に「公共基準点等使用承認書」の写しを常時携行すること。
- 4 作業者は、使用にあたって公共基準点等の取扱いに留意し、その保全に努めるとともに、周辺を汚さないよう努めること。
- 5 測量標本体及び立ち入り施設に損害を与えた場合は、申請者の費用で原形復旧すること。
- 6 作業者は、測量標の使用を完了したときは、公共基準点等現況及び使用報告書として次の書類を添付し公共基準点等の管理保全の主管課（管理者）に提出すること。
  - (1) 公共基準点等現況及び使用報告書
  - (2) 精度管理表
  - (3) 成果表、網図の写し等
- 7 作業者は、測量標及びその周辺に工事の予定があることを知り得た場合には、速やかに公共基準点等の管理保全の主管課（管理者）に連絡すること。

様式第4号（第5条関係）

<b>公共基準点等現況及び使用報告書</b>		年 月 日
大分市長 殿		報告者 住 所 氏 名 連絡先 (記名押印または署名)
大分市公共基準点等の管理保全に関する要領第5条第3項の規定により、次のとおり使用結果を報告します。		
使用目的		
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで ( 日間)	
測量地域		
使用した 公共基準点等	計 点	
使用承認番号	承認番号 号	
測量 作業 機 関	名 称	
	担当者	
	所在地	
使用結果 (精 度)	No.            ~    No.            相対精度 1 : No.            ~    No.            相対精度 1 :	
特記事項		

裏面

公共基準点等の現況報告（現況欄に○印をつけてください）							
使用点名	現 況						摘 要
	正常	亡失	不明	傾斜	き損	成果異常	

様式第5号（第6条関係）

		受付番号	号
<b>公共基準点等の使用に係る包括承認申請書</b>			
大分市長 殿		年 月 日	
		申請者 住 所 氏 名 連絡先 (記名押印または署名)	
大分市公共基準点等の管理保全に関する要領第6条第1項の規定により、公共基準点等の使用について、次のとおり申請します。			
使用目的			
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで（1年間）		
測量地域			
使用する 公共基準点等			
測量方法			
申請者	名 称		
	代表者		
	所在地		
測量 作業 担 当 者	名 称		
	担当者		
	所在地		
備 考			

様式第6号（第6条関係）

<p><b>公共基準点等の使用に係る包括承認書</b></p> <p style="text-align: right;">〇〇第 号 平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">大分市長 印</p> <p>大分市が大分市公共基準点等の管理保全に関する要領に基づき取り扱いを行っている公共基準点等の使用について、下記のとおり承認します。</p>							
使用目的							
使用期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日（1年間）						
測量地域							
使用する公共基準点等							
測量方法							
測量 作業 担 当 者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">名 称</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">担当者</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">所在地</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	名 称		担当者		所在地	
名 称							
担当者							
所在地							
<p>承認条件</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 別紙の公共基準点等使用条件を遵守すること。</li> <li>2 別添の公共基準点等現況及び使用報告書を用いて毎月末日をもって関係公共基準点等の状況を関係主管課へ報告すること。</li> </ol>							

## 別 紙

### 公共基準点等使用条件

- 1 作業者は、施設内にある公共基準点等の使用にあたって、あらかじめ立ち入る施設の管理者に計画機関名、作業機関名、測量作業担当者名、作業目的、連絡先などを連絡し、立ち入りの承諾を得ること。
- 2 作業者の施設内の立ち入り時間は、日曜日を除く午前9時から午後5時までを原則とする。ただし、管理者から指定された場合はそれに従うこと。
- 3 作業者は、使用時に「公共基準点等の使用に係る包括承認書」の写し及び承認された団体の発行する身分証明書を常時携帯すること。
- 4 作業者は、使用にあたって公共基準点等の取扱いに留意し、その保全に努めるとともに、周辺を汚さないよう努めること。
- 5 測量標本体及び立ち入り施設に損害を与えた場合は、測量作業担当者の費用で原形復旧すること。
- 6 作業者は、地積測量図の作成のための測量を完了したときは、次の書類を添付し公共基準点等の管理保全の主管課（管理者）に提出すること。
  - (1) 公共基準点等現況及び使用報告書
  - (2) 精度管理表
  - (3) 成果表、網図の写し等
- 7 作業者は、測量標及びその周辺に工事の予定があることを知り得た場合には、速やかに公共基準点等の管理保全の主管課（管理者）に連絡すること。



様式第8号（第7条関係）

公共基準点等付近での工事施工届出書		
年 月 日		
大分市長 殿		
届出者 住 所 氏 名 連絡先 (記名押印または署名)		
大分市公共基準点等の管理保全に関する要領第7条第1項の規定により、次のとおり届け出します。		
工事件名		
工事場所		
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで ( 日間)	
工事概要		
公共基準点等の 名称及び番号		
占 用 企 業 者	名 称	
	代表者 氏 名	
	所在地	
工 事 請 負 者	名 称	
	担当者	
	所在地	
添付図面	1 位置図 2 断面図 3 平面図 4 その他	

様式第9号（第7条関係）

公共基準点等付近での工事竣工報告書	
年 月 日	
大分市長 殿	
報告者 住 所 氏 名 連絡先 (記名押印または署名)	
公共基準点等付近での工事が竣工しましたので、大分市公共基準点等の管理保全に関する要領第7条第4項の規定により、次のとおり報告します。	
工事件名	
工事場所	
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで ( 日間)
公共基準点等の名称及び番号	
公共基準点等の状況	(1) 測量標のき損状態
	(2) 構造物のき損状態
	(3) その他
工事請負者	名 称
	担 当 者
	所 在 地
添付図面	1 竣工写真、2 引照点図、3 測量資料、4 その他

様式第10号（第8条関係）

公共基準点等（一時撤去・移転）承認申請書		
		年 月 日
大分市長 殿		
申請者 住 所		
氏 名		
連絡先		
(記名押印または署名)		
大分市公共基準点等の管理保全に関する要領第8条第1項の規定により、次のとおり公共基準点等の（一時撤去・移転）を申請します。		
申請理由		
工事件名		
工事場所		
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）	
測量計画 機関	名 称	
	代表者	
	所在地	
工事請負 者	名 称	
	担当者	
	所在地	
測量作業 機関	名 称	
	担当者	
	所在地	
公共基準 点等の 名称及び 番号		

(注) 位置図・平面図・写真・その他を添付すること。

様式第 1 1 号 (第 8 条関係)

<b>公共基準点等 (一時撤去・移転) 承認書</b>	
殿	承認番号                      号 年    月                      日  大分市長                      印
大分市公共基準点等の管理保全に関する要領第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり (一時撤去・移転) を承認します。	
工事件名	
工事場所	
公共基準点等の名称及び番号	
承認の条件	1 機能回復は、年 月 日までに行うこと。 2 機能回復における測量方法は、本要領の規定に従って行うこと。 3 機能回復を行う測量業者は、承認申請書に記載された者とする。 4 機能回復に伴う一切の費用は、申請者が負担する。 5 機能回復完了後は、速やかに完了届 (様式第 1 3 号) を提出すること。 6 完了届提出後、大分市長の検査を受けること。 7 移転先は、主管課の指示する場所とすること。 8 承認申請書の記載事項に変更が生じた場合は速やかに連絡すること。 9 疑義の生じた場合には主管課と協議し、その指示に従うこと。 10 その他、関係法令等を厳守すること。

様式第12号（第8条関係）

公共基準点等（一時撤去・移転）請求書

年 月 日

大分市長 殿

請求者 住 所

氏 名

連絡先

（記名押印または署名）

大分市公共基準点等の管理保全に関する要領第8条第3項の規定により、次のとおり公共基準点等の（一時撤去・移転）を請求します。

一時撤去・移転理由	
請求場所	
一時撤去・移転する 公共基準点等の 名称及び番号	
請求期限	年 月 日まで
備 考	

様式第13号（第9条関係）

公共基準点等（一時撤去・移転）効用確認完了届			
大分市長 殿		年 月 日	
		届出者 住所 氏名 連絡先 (記名押印または署名)	
公共基準点等の（一時撤去・移転）効用確認が完了しましたので、大分市公共基準点等の管理保全に関する要領第9条第3項の規定により次のとおり届出します。			
承認番号		承認年月日	年 月 日
工事件名			
工事場所			
完了年月日	年 月 日		
計画機関	名称		
	担当者		
施工業者	名称		
	担当者		
測量業者	名称		
	担当者		
	資格	測量士 登録番号	氏名
公共基準点等の名称及び番号			
添付成果品	観測手簿 計算簿 成果表 点の記 精度管理表 検定書 埋標写真		